

## 奈良県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、奈良市の児童自立支援施設の事務を、次の規約により県が受託した。

令和四年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良市と奈良県との間の児童自立支援施設の事務の委託に関する規約

（児童自立支援施設の事務の委託）

**第一条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条の規定による児童自立支援施設の事務を奈良県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

**第二条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。  
（経費）

**第三条** 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲と乙が協議して定める。

（その他必要な事項）

**第四条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

## 附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。